

## あずきバーとジョージア商標の識別性・顕著性 -日本と韓国の判例を比較-

平成 25 年 1 月 24 日、知的財産高等裁判所第 4 部は、井村屋の「あずきバー」商標登録出願に対する拒絶査定不服審判請求について特許庁が同請求は成立しないとした本件審決（平成 24 年 6 月 5 日 不服 2011-16950 号）に関し、その取消しを求めた事案で、審決を取り消す判断を下し注目を集めた。

取消事由に対する知財高裁の判断では、『商標法 3 条 2 項で所定の「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるもの」に該当するか否かは、出願に係る商標と外観において同一とみられる標章が指定商品とされる商品に使用されたことを前提として、その使用開始時期、使用期間、使用地域、使用態様、当該商品の販売数量又は売上高等、当該商品又はこれに類似した商品に関する当該標章に類似した他の標章の存否などの事情を総合考慮すべき』としている。

また、『原告は、昭和 47 年に、「あずきバー」という商品名のあずきを加味してなる棒状の氷菓子の販売を開始し、全国の小売店等で日本の総人口以上の年間販売数を示している。

さらには、テレビコマーシャル放映や、新聞その他の媒体等を通じて全国で広告を実施していること、本件商品の発売以来、本件商品の包装に原告の会社名とともに、本件ロゴ書体、これを横書きにしたもの又はこれと社会通念上同一と見られる標章を付しており、上記の宣伝広告等においても当該包装が映った写真又は映像を多用しているため、本件商品の販売実績及び宣伝広告実績並びにこれらを通じて得られた知名度によれば、本件商品の商品名を標準文字で表す「あずきバー」との商標（本願商標）は、本件商品の販売開始当時以来、原告の製造・販売に係る本件商品を意味するものとして取引者、需要者の間で用いられる取引書類等で全国的に使用されてきたことが容易に推認されている点を踏まえ、商標法 3 条 2 項の要件を満たすといつて妨げはない』としている。

実は、この判決の 10 日ほど前に韓国大法院（最高裁判所）の判例レポート資料（韓国大法院判例広報第 410 号（2013 年 1 月 15 日）25-26 頁）を見て、商標の使用による識別性・顕著性について判示した事案に注目していたところである。

以下、韓国の対象出願概要を紹介する。

(当該出願商標)



出願日：2008年5月14日

出願人：The Coca-Cola Company

指定商品分類：第30類

(主な経過)

2009年2月26日 特許庁より出願人に対し(拒絶理由)意見提出通知書を送達

2009年4月24日 出願人より特許庁に対し補正書とともに拒絶理由に対する意見書提出

2009年6月11日 特許庁から出願人へ拒絶決定書を送達

(審・判決過程)

2009年7月10日 出願人による拒絶決定不服審判請求

2010年11月2日 特許審判院による審決(事件番号：2009 원 6500)

2010年12月8日 特許法院(高裁)へ提訴

2011年4月20日 特許法院による判決(事件番号：2010 허원 9088)

2011年5月9日 大法院へ上告

2012年12月13日 大法院による判決(事件番号：2011 후원 958)

2012年12月13日に言い渡された大法院判決(拒絶決定(商))の要旨は以下のとおり。

[1]商標法第6条第1項第4号は、顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる標章は、登録を受けられないと規定している。このような商標は、その顕著性と周知性によって商標の識別力を認定できないため、何れの特定個人にのみ独占使用権を付与しない点にその趣旨がある。その趣旨に照らしてみると、商標法第6条第1項第4号の規定は、顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる標章に適用されるのではなく、顕著な地理的名称等が識別力のない記述的標章等と結合された場合であってもその結合によって、本来の顕著な地理的名称或いは記述的意味等を離れて新しい観念を生み出す、若しくは新しい識別力を形成されるものでなければ地理的名称等と記述的標章等が結合された標章である事情だけでは上記法条項の適用が排除されるとは言えない。一方、上記規定で所定の「顕著な地理的名称」とは、単純に地理的・地域的名称を言

うのであり、特定商品と地理的名称を関連させてその地方特産物の産地表示における地理的名称であることを要件としていない。しかしながら、その地理的名称は顕著であれば要件に該当し指定商品との間に特殊な関係があることを認識できるものでなければならない。

[2]出願人（外国企業）が出願商標「GEORGIA」を出願したが、特許庁は出願商標が上記法第6条第1項第4号等に該当するとの理由で登録拒絶決定を下した事案から、上記標章のうち文字部分「GEORGIA」はアジア北西部にある国家のグルジアの英文名称又は米国南東部にある州の名称であるため、需要者に広く知られている顕著な地理的名称に該当しコーヒー豆の図形はコーヒー豆の形状と模様をそのまま表示しただけであり、カップの図形は若干図案化されているものの、カップ形状の基本的な形態を維持しているため、一般需要者にこの出願商標の指定商品のうち、コーヒーの豆とその飲用の用途に使用されるカップの形状から直感されるため、このような図形部分はコーヒーと関連して見ると、識別力がなく上記文字部分と図形部分の結合によって出願商標が本来の地理的標章が記述的意味を離れ、新たな観念を生み出すか、新しい識別力を形成するものでもなく、上記出願商標は全体的から見て一般需要者の間で顕著な地理的名称である「GEORGIA」と認識されるため、商標法第6条第1項第4号の規定する地理的名称のみからなる標章に該当するとした事例である。

（以上、韓国大法院判例広報第410号より仮訳）

上記判決の対象商品は、言わずと知れた「ジョージア」で、1975年に日本コカ・コーラが発売開始以降、缶コーヒーでは浮動の1位を誇る人気商品であり、2007年には、全世界缶コーヒー飲料販売量の24%を占有している（ユーロモニター）。

韓国では2008年5月末に販売を開始し、有名タレントを起用したテレビコマーシャルも活発に行われている。

韓国の特許情報検索システム(KIPRIS)でコカ・コーラ社による「GEORGIA」関連商標の出願状況を調べてみると、全17件がヒットし、当該出願案件同様に同国での販売開始前になされた「GEORGIA」商標はいずれも拒絶されている一方、「GEORGIA EVERY afternoon」、「GEORGIA CLUB」、「BE YOUR BEST IN A GEORGIA MINUTE」、「GEORGIA Authentic」等、「GEORGIA」と別の文字が結合した標章11件が登録されている。

「ジョージア」商標と言えば、我が国でもかつて「使用による識別性」をめぐって最高裁まで争われた事例を思い出される方も多いただろう。

コカ・コーラ社は1984（昭和59）年9月28日にコーヒー飲料のブランド名

である「GEORGIA」（ジョージア）を商標登録出願（商願昭 59-104130・同 104131）したが、特許庁は、「GEORGIA」は単なる生産地（アメリカ合衆国のジョージア）の表示にすぎないとしてこれを拒絶した。

コカ・コーラ社はこれを不服とし最高裁判所まで上告して争ったが、『その指定商品であるコーヒー、コーヒー飲料等がアメリカ合衆国のジョージアなる地において生産されているものであろうと一般に認識するものと認められ、したがって、右商標は商標法 3 条 1 項 3 号所定の商標に該当するというべきである。』との理由で上告を棄却されている。（昭和 61 年 1 月 23 日第一小法廷判決 事件番号：昭和 60（行ツ）68）

しかしながら、当該商標は特許庁において継続的な販売実績が考慮され、1988（昭和 62）年 6 月 24 日に商標法 3 条 2 項を適用され登録されたのである。

申し上げるまでもなく、ブランド企画（商標出願）と企業戦略（経営戦略）は密接なつながりがあるもので、製品開発や広告宣伝、マーケティング、販売と知的財産（ブランド管理）の連携が結実して権利確保とブランド確立につながるものである。

我が国でのジョージア商標の事例にもあるように、当該出願に対する韓国特許庁の今後の対応にも注目が集まるところである。

最後に日本と韓国の商標法上の登録要件等の比較表を付すので、参照いただきたい。

日本と韓国の商標法上の登録要件等の比較表

日本・商標法	韓国・商標法
<p>(商標登録の要件)</p> <p>第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。</p> <p>一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>二 その商品又は役務について慣用されている商標</p> <p>三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> <p>2 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。</p>	<p>第 6 条(商標登録の要件) ①次の各号の 1 に該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。〈改正 1997. 8. 22〉</p> <p>1. その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標</p> <p>2. その商品に対して慣用する商標</p> <p>3. その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)<u>・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標</u></p> <p>4. 顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標</p> <p>5. ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標</p> <p>6. 簡単でありふれた標章のみからなる商標</p> <p>7. 第 1 号乃至第 6 号以外に需要者が誰の業務に関連した商品を表示するのかを識別することができない商標</p> <p>②第 1 項第 3 号乃至第 6 号に該当する商標であっても、第 9 条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者間にその商標が誰の業務に関連した商品を表示するの<u>か顕著に認識されているものは、その商標を使用した商品を指定商品(第 10 条第 1 項又は第 47 条第 2 項第 3 号の規定によって指定した商品又は追加で指定した商品を</u></p>

<p>(商標登録を受けることができない商標)</p> <p>第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。</p> <p>一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標</p> <p>二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同ー又は類似の商標</p>	<p>いう。以下同じ。)として商標登録を受けることができる。〈改正 2001. 2. 3〉</p> <p>③第1項第3号(産地に限る)または第4号の規定に該当する標章であっても、その標章が特定商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品として地理的表示団体標章登録を受けることができる。〈新設 2004. 12. 31〉</p> <p>第7条(商標登録を受けることができない商標) ①次の各号のいずれか一つに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録を受けることができない。〈改正 1993. 12. 10、1997. 8. 22、2001. 2. 3、2004. 12. 31、2007. 01. 03〉</p> <p>1. 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、大韓民国または公共機関の監督用や証明用印章または記号と同一であるかこれと類似の商標</p> <p>1の2. 「工業所有権の保護のためのパリ協約」（以下“パリ協約”という)同盟国、世界貿易機構会員国または「商標法条約」締約国(以下この項で“同盟国等”という)の国旗と同一であるかこれと類似の商標</p>
--	---

<p>三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するもの同一又は類似の商標</p>	<p>1の3. 国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関の名称、略称、標章と同一であるかこれと類似の商標。ただし、国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関が自己の名称、略称または標章を商標登録出願したときには、この限りでない。</p>
<p>四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標</p>	
<p>五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するもの同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの</p>	<p>1の4. パリ協約第6条の3により世界知的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章または同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一であるかこれと類似の商標。ただし、同盟国または同盟国等が加入した政府間国際機関が、自己の名称・略称（同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する）、標章を商標登録出願したときには、この限りでない。</p> <p>1の5. パリ協約第6条の3により世界知的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等またはその公共機関の監督用や証明用印章または記号と同一であるか類似の商標であって、その印章または記号が使用されている商品と同一であるか類似の商品に関して使用すること</p> <p>2. 国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するかこれらを誹謗又は侮辱するかこれらに対して悪い評判を受けさせるおそれがある商標</p>
<p>六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する</p>	<p>3. 国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人の営利を目的としない</p>

団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同じ又は類似の商標

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)

九 政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)

十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第六条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十二 他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。

業務又は営利を目的としない公益事業を表示する標章として、著名なものと同じ又は類似の商標。但し、国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人又は公益事業体で自己の標章を商標登録出願したときには、この限りでない。

4. 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道德観念である善良な風俗に合わず、又は公共の秩序を害するおそれがある商標

5. 政府が開催するか政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催するか外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一又は類似の標章がある商標。但し、その賞牌・賞状又は褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品に関して商標の一部としてその標章を使用したときには、この限りでない。

6. 著名な他人の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。但し、その他人の承諾を受けた場合には、この限りでない。

7. 先出願による他人の登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

7 の 2. 先出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の商標で、その指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標<新設 2004. 12. 31>



以下同じ。) と同一の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用するもの

### 十三 削除

8. 商標権が消滅した日(登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)を無効にするという審決があった場合には、審決確定日をいう)から1年を経過してない他人の登録商標と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

8の2. 地理的表示団体標章権が消滅した日(団体標章登録を無効とするという審決がある場合には、審決確定日をいう)から1年を経過しない他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の商標で、その指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標<新設2004.12.31>

9. 他人の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標として、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する商標

9の2. 特定地域の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている他人の地理的表示と同一または類似の商標で、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標<新設2004.12.31>

10. 需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせるおそれがある商標

11. 商品の品質を誤認させたり需要者を欺瞞するおそれがある商標

12. 国内又は外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を害しようとする等不正な目的を有し使用する方法

<p>十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するもの</p> <p>十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）</p> <p>十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> <p>十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒</p>	<p>12 の 2. 国内または外国の需要者間に特定地域の商品を表示するものである認識されている地理的表示と同一または類似の商標で、不当な利益を得ようとするか、またはその地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとする等、不正な目的を持って使用する商標&lt;新設 2004. 12. 31&gt;</p> <p>13. 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な（サービス業の場合にはその利用と目的に不可欠な場合をいう）立体的形状、色彩、色彩の組合、音又はにおいのみからなつた商標</p> <p>14. 世界貿易機構会員国内の葡萄酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示として構成されたり同表示を含む商標として、葡萄酒・蒸留酒又はこれと類似の商品に使用しようとする商標。但し、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品として第9条第4項よる地理的表示団体標章登録出願をした時には、この限りでない。&lt;改正 2004. 12. 31&gt;</p> <p>15. 「植物新品種保護法」第 109 条により登録された品種名称と同一であるか類似の商標であって、その品種名称と同一またはこれと類似の商品に対して使用する商標</p> <p>16. 「農産物品質管理法」第 8 条又は「水産物品質管理法」第 9 条によって登録された他人の地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標</p> <p>17. 大韓民国が外国と（両者間又は多者間で締結して発効された自由</p>
---	---

若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されているものを有する商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

十八 商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを行っている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。

3 第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であっても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

貿易協定によって保護する他人の地理的表示と同一もしくは類似の商標、又はその地理的表示で構成され、もしくはその地理的表示を含む商標であって、該当地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標

②第1項第6号・第9号・第9号の2及び第10号の規定に該当する商標であっても、商標登録出願時にこれに該当（商標登録出願人が当該規定の他人に該当するか否かに関する事項を除く）しないものに対しては、当該規定は適用しない。〈改正 2004. 12. 31、2007. 01. 03〉

③第1項第7号・第7号の2・第8号の2は商標登録出願時にこれに該当するものに対して適用する。但し、商標登録出願人（以下“出願人”という）が当該規定の他人に該当するか否かに関しては、商標登録出願時を基準にしない。

〈改正 1997. 8. 22、2004. 12. 31、2007. 01. 03〉

④第1項第8号及び第8号の2は、次の各号のいずれか1つに該当する場合には適用しない。〈改正 1993. 12. 10、1997. 8. 22、2001. 2. 3、2004. 12. 31、2007. 01. 03〉

1. 登録商標が商標権が消滅した日から遡及して1年以上使用されていない場合
2. 登録商標が第1項第6号・第9号・第9号の2・第10号・第11号・第12号および第12号の2、第8条又は第73条第1項第7号の規定に違反したことを事由に無効又は取消の審決が確定された後、その正当な出願人が商標登録出願した場合
3. 登録商標に対する商標権の存続期間更新登録申請がされていない

まま第 43 条第 2 項ただし書による 6 ヶ月の期間が過ぎた後に商標登録出願した場合

4. 第 8 条第 5 項及び同条第 6 項の規定に従い取消審判請求人が商標登録出願をした場合<新設 2007. 01. 03>

5. 第 8 条第 5 項各号のいずれか 1 つに該当する場合であって同条同項の規定に従い取消審判請求人が商標登録を受けることができる期間がすぎたあとに商標登録出願がある場合<新設 2007. 01. 03>

⑤第 73 条第 1 項第 2 号・第 3 号、第 5 号から第 13 号までの規定に該当するということを理由に商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に次の各号のいずれか一つに該当することになったときには、商標権者及びその商標を使用した者は、その該当することになった日から 3 年が経過した後に商標登録出願をしなければ消滅された登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品(地理的表示団体標章の場合は同一又は同一と認識されている商品をいう)に対して商標登録を受けることができない。<改正 1997. 8. 22、2004. 12. 31>

1. 存続期間の満了によって商標権が消滅した場合

2. 商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合

3. 商標登録取消しの審決が確定された場合

⑥第 1 項第 7 号の 2・第 8 号の 2 及び第 9 号の 2 の規定は、同音異義語地理的表示団体標章の相互間ではこれを適用しない。<新設 2004. 12. 31>